

資料6

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和3年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

MCPBエチル

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和3年10月30日（土）～ 令和3年11月28日（日）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）御意見提出者数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 2通
- ・郵送 0通

（2）御意見の延べ総数 3件

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	飲用水への成分含有量は計算上、わずか 0.0072mg/L とはいえ、含有されることに間違いありません。わずかとはいえ、このような有毒成分が含有されれば、水の性質を悪化させ人体にも悪影響を及ぼします。残念ながら現代の科学レベルでは確認できませんが。ただし、少なくとも腸内細菌には影響を与えるには、この数値でも十分だと考えられます。その懸念を払拭するためにも、腸内細菌への悪影響が全くないことを早急に確認してください。	水質汚濁に係る農薬登録基準の設定については、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばないように、基準値の設定を行っています。 いただいた御意見につきましては、食品安全委員会に情報提供いたします。
2	1,842 種（R3/3 末時点。殺虫剤 400、殺菌剤 644、除草剤等 798）もの農薬成分を承認しておきながら、確認するのは単品の影響や数字のみで、実態を反映していない。少なくとも、使用される農薬は一か所で何百種もあることを考えると基準値をさらに 100 以上の数値で除す必要があるし、複数種の農薬の複合影響についても、いつまでも「検証方法が確立されていない」などという言い訳を続けるのではなく、そろそろ検証すべき時が来ているのではないのでしょうか？	複数農薬へのばく露による影響については、現段階では国際的にもその評価手法や考え方が検討されている段階であり、評価手法として確立したものではなく、現時点では評価は困難であると考えています。今後も引き続き、最新の科学的知見の収集に努めてまいります。 なお、令和3年 11 月現在、登録されている有効成分は約 600 種類となっております。
3	基準値の算定式の（参考2）水質汚濁に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料の 5 ページの 1. の 1）の「53.3kg」は何を根拠としているのか？（最新の厚労省「令和元年国民健康・栄養調査報告」によると、女性の体重の平均値は 50.8kg とある。）	「53.3kg」については、「平成 10～12 年度国民栄養調査」を根拠とした、日本人の平均体重となります。